

根室市障がい者計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

根 室 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	2
第3	計画における主要施策	2
第4	計画期間	3
第5	計画の対象	3

第2章 障がいのある人の状況

第1	障がい者全体	4
第2	身体障がい	5
	1. 障がい種類別の状況	5
	2. 等級別の状況	6
第3	知的障がい	6
第4	精神障がい	7
	【発達障がい】	7
	【高次脳機能障がい】	7
第5	難病等	8
第6	アンケート調査結果からの現状	9
	【回答者の属性】	10
	【暮らしの状況】	13
	【日中活動・就労】	16
	【相談支援】	19
	【障害福祉サービス等の利用】	20
	【権利擁護】	22
	【災害時の避難等】	23

第3章 施策の方向性と目標

第1	早期療育と障害福祉サービスの充実	25
	1. 障がいの原因となる疾病等の予防	25
	2. 障がいの早期発見、早期治療	26
	3. 療育の充実と教育との連携	27
	4. 障がいの軽減、補完、治療等	29
	5. 障害福祉サービスの提供体制	30
	6. 障害福祉サービス事業者への支援	31
	7. 日常生活支援	32

第2	相談支援体制の充実と情報提供	34
1.	相談支援体制の充実	34
2.	情報提供のあり方	35
第3	就労支援と社会参加の促進	36
1.	就労支援	36
2.	社会参加の促進	37
第4	地域で支える基盤づくり	38
1.	権利擁護と障がいに対する理解の促進	38
2.	地域における支援体制づくり	39
第5	安心して暮らせる生活環境づくり	40
1.	住環境の整備等	40
2.	災害時における避難支援対策	41

第4章 計画の推進等

第1	計画推進にあたって	42
第2	計画の推進管理	42

～「障がい」・「障害」の表記について～
本計画では、法令・制度や名称等の一部を除き、原則として「障がい」の表記を採用しています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

本市では、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の国際障害者年を契機として、障がいのある人もない人も等しく生活し、活動する社会を目指すという「ノーマライゼーション※」理念のもと、関係団体との連携を図りながら、すべての人が思いやりをもち、助け合いながら生活できる社会づくりを目指して様々な施策を進めてきました。

平成18年に施行された障害者自立支援法では、身体・知的・精神の障がいを持つ人への支援の一元化とサービス体系の再編により、現行の福祉サービスの基盤が整備され、さらに、平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」)では、「制度の谷間のない支援の提供」を目的に、新たに難病患者等が支援対象となったほか、新たな地域生活の展開を図るため、「自立生活援助」、「就労定着支援」などのサービス創設をはじめとする制度改正が行われ、平成30年4月から施行されるなど、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備が進められています。

また、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、「障害者差別解消法」)、同年5月の「成年後見制度※の利用の促進に関する法律」(以下、「成年後見制度利用促進法」)の施行により、障がいのある人の権利擁護・意思決定支援の強化も進められています。

障がいのある人に関わる様々な制度や社会情勢が絶えず変化する中、障がいの早期発見、療育、教育、職業訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など、障がいのある人の自立を支援する取り組みや、子どもから高齢者まで障がいの有無に関わらず、全ての人々が地域において自立した生活が営めるよう、地域住民と共に支える地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが求められており、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人等が人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備実現を目指す考え方

※成年後見制度：認知症や障がい等により判断能力が不十分な方について、法的に援助者を立てる制度

第2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村が定める「障害者のための施策に関する基本的な計画」として策定するもので、国の障害者基本計画及び北海道の第2期北海道障がい者基本計画を基本とするとともに、「第9期根室市総合計画」をはじめとする本市の策定する各種計画との整合性を図ります。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
国	障害者基本計画(第3次)(H25~29)			障害者基本計画(第4次)(H30~R4)						
	国指針									
北海道	第2期北海道障がい者基本計画(H25~R4)									
	北海道障がい福祉計画(4期)			北海道障がい福祉計画(5期)			北海道障がい福祉計画(6期)			
				北海道障がい児福祉計画(1期)		北海道障がい児福祉計画(2期)				
根室市	第9期根室市総合計画(H27~R6)									
	根室市障がい者計画(H27~29)			根室市障がい者計画(H30~R2)			根室市障がい者計画(R3~R5)			
	根室市障がい福祉計画(4期)			根室市障がい福祉計画(5期)			根室市障がい福祉計画(6期)			
				根室市障がい児福祉計画(1期)		根室市障がい児福祉計画(2期)				
	根室市高齢者保健福祉計画・ 根室市介護保険事業計画(6期)			根室市高齢者保健福祉計画・ 根室市介護保険事業計画(7期)			根室市高齢者保健福祉計画・ 根室市介護保険事業計画(8期)			
	根室市子ども子育て支援事業計画(H27~R1)					第2期根室市子ども子育て支援事業計画(R2~R6)				

第3 計画における主要施策

本計画は、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいのある人の自立した生活や社会参加への支援に努めること、また、障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じた福祉サービスを利用できる体制の整備・充実を図ることを基本として、次の5項目を主要施策とします。

1. 早期療育と障害福祉サービスの充実

各種健診事業等を通して、障がいの早期発見に努め、早期治療につなげるとともに、関係機関等と連携し、障害福祉サービスとその提供体制の充実を図ります。

2. 相談支援体制の充実と情報提供

障がいのある人及びその家族等の多様化するニーズや相談に対応できるよう、相談・支援体制を充実するとともに、障害福祉サービスに関する情報提供に努めます。

3. 就労支援と社会参加の促進

障がいのある人の就労を支援するとともに、文化・スポーツなどの社会参加活動を促進します。

4. 地域で支える基盤づくり

障がいのある人の権利擁護と障がいに対する理解を深めるとともに、地域での日常生活を支えるため、地域福祉活動やボランティア活動を推進します。

5. 安心して暮らせる生活環境づくり

施設・歩行空間・情報等のバリアフリー化の促進による生活環境の改善と、災害時における通報・連絡・避難体制等の整備に努めます。

第4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第5 計画の対象

本計画における「障がい」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がい(政令で定める難病などによる障がいを含む)」を対象とし、「障がい者(障がいのある人)」とは、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を対象とします。

なお、社会的障壁とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を示します。

注)各表内の割合を示す数値は、全て百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入していますので、合計値が100とならない場合があります。

第2章 障がいのある人の状況

第1 障がい者全体

令和2年3月末現在の本市の人口は25,164人で、各障がい者手帳所持者数(1,768人)の占める割合は、総人口の7.0%にあたります。

本市の各障がい者手帳所持者数は、平成30年の1,803人に対し、令和2年では1,768人と減少傾向にあります。総人口に占める割合は、平成30年の6.9%に対し令和2年では7.0%と、横ばいとなっています。

身体障害者手帳[※]所持者数は、過去3年間で減少傾向にあります。療育手帳[※]及び精神障害者保健福祉手帳[※]所持者数は増加傾向にあります。

令和2年3月末現在の各障がい者手帳所持者数のうち、身体障害者手帳所持者数は全体の75.7%、療育手帳所持者数は15.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は8.7%を占めています。

■各障がい者手帳所持者数の推移(各年3月末日現在)

[単位:人(%)]

区分	平成30年	平成31年		令和2年	
			前年比		前年比
総人口	26,156	25,735	▲421	25,164	▲571
各障がい者手帳所持者合計 (総人口に対する割合(%))	1,803 (6.9)	1,784 (6.9)	▲19 (±0.0)	1,768 (7.0)	▲16 (0.1)
身体障害者手帳所持者	1,410	1,374	▲36	1,338	▲36
18歳未満	12	12	±0	13	1
18歳以上	1,398	1,362	▲36	1325	▲37
療育手帳所持者	256	267	11	276	9
18歳未満	62	66	4	65	▲1
18歳以上	194	201	7	211	10
精神障害者保健福祉手帳所持者	137	143	6	154	11
18歳未満	0	0	±0	0	±0
18歳以上	137	143	6	154	11

※身体障害者手帳：身体障害者福祉法に規定する一定の障がいのある人に交付される手帳で、障がいの重い順に1級から6級となる。

※療育手帳：知能指数や日常生活動作などを総合的に判断して認定され、障がい程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）となる。

※精神障害者保健福祉手帳：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神に障がいのある人に交付する手帳で、障がいの重い順に1級、2級、3級となる。

第2 身体障がい

1. 障がい種類別の状況

障がい種類別では、肢体不自由障がいの割合が最も多く、令和2年3月末現在で全体の55.7%を占めており、次いで内部障がいが32.3%を占めています。

内部障がいのうち、最も割合が多いのは心臓機能障がいで、各年とも内部障がいの半数以上を占めています。

身体障害者手帳所持者の総数は減少傾向にあります。その大部分は肢体不自由障がいと内部障がいとが占めており、その他の障がいは横ばいです。

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成30年	平成31年		令和2年	
				前年比		前年比
視覚障がい	人	69	68	▲1	65	▲3
聴覚・平衡機能障がい		72	71	▲1	75	4
音声・言語・そしゃく障がい		21	20	▲1	21	1
肢体不自由障がい		801	771	▲30	745	▲26
内部障がい		447	444	▲3	432	▲12
心臓		(282)	(277)	(▲5)	(274)	(▲3)
じん臓		(85)	(86)	(1)	(82)	(▲4)
呼吸器		(24)	(27)	(3)	(23)	(▲4)
ぼうこう・直腸		(52)	(49)	(▲3)	(48)	(▲1)
その他(小腸等)		(4)	(5)	(1)	(5)	(±0)
合計		1,410	1,374	▲36	1,338	▲36
視覚障がい	%	4.9	4.9	±0.0	4.9	±0.0
聴覚・平衡機能障がい		5.1	5.2	0.1	5.6	0.4
音声・言語・そしゃく障がい		1.5	1.5	±0.0	1.6	0.1
肢体不自由障がい		56.8	56.1	▲0.7	55.7	▲0.4
内部障がい		31.7	32.3	0.6	32.3	±0.0
心臓		(20.0)	(20.2)	(0.2)	(20.5)	(0.3)
じん臓		(6.0)	(6.3)	(0.3)	(6.1)	(▲0.2)
呼吸器		(1.7)	(2.0)	(0.3)	(1.7)	(▲0.3)
ぼうこう・直腸		(3.7)	(3.6)	(▲0.1)	(3.6)	(±0.0)
その他(小腸等)		(0.3)	(0.4)	(0.1)	(0.4)	(±0.0)
合計		100.0	100.0	—	100.1	—

※()内は、「内部障がい」の障がい部位別内訳

第2章 障がいのある人の状況

2. 等級別の状況

等級別では1級の割合が最も多く、令和2年3月末現在では全体の33.3%を占めており、次いで4級が24.4%を占めています。

また、3級の手帳所持者は、人数・割合ともに若干の増加傾向にあります。

■等級別身体障害者手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成30年	平成31年		令和2年	
				前年比		前年比
1級	人	466	460	▲6	446	▲14
2級		198	192	▲6	186	▲6
3級		213	207	▲6	207	±0
4級		354	335	▲19	326	▲9
5級		99	98	▲1	93	▲5
6級		80	82	2	80	▲2
合計			1,410	1,374	▲36	1,338
1級	%	33.0	33.5	0.5	33.3	▲0.2
2級		14.0	14.0	±0.0	13.9	▲0.1
3級		15.1	15.1	±0.0	15.5	0.4
4級		25.1	24.4	▲0.7	24.4	±0.0
5級		7.0	7.1	0.1	7.0	▲0.1
6級		5.7	6.0	0.3	6.0	±0.0
合計			99.9	100.1	—	100.1

第3 知的障がい

令和2年3月末現在の療育手帳所持者は276人で、そのうち障がい程度A判定が36.6%、B判定が63.4%を占めています。

■療育手帳所持者数(各年3月末日現在) [単位:人(%)]

区 分	単位	平成30年	平成31年		令和2年	
				前年比		前年比
A判定	人	103	104	1	101	▲3
B判定		153	163	10	175	12
合計		256	267	11	276	9
A判定	%	40.2	39.0	▲1.2	36.6	▲2.4
B判定		59.8	61.0	1.2	63.4	2.4
合計		100.0	100.0	—	100.0	—

第4 精神障がい

令和2年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は154人で、等級別で見ると2級の割合が最も多く、全体の50.0%を占めています。

また、令和2年3月末現在の自立支援医療(精神通院)受給者数は304人で、おおむね横ばいで推移しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療(精神通院)受給者数
(各年3月末日現在)

[単位:人(%)]

区分	単位	平成30年	平成31年		令和2年	
				前年比		前年比
精神障害者保健福祉手帳	1級	27	26	▲1	24	▲2
	2級	75	72	▲3	77	5
	3級	35	45	10	53	8
	合計	137	143	6	154	11
	1級	19.7	18.2	▲1.5	15.6	▲2.6
	2級	54.7	50.3	▲4.4	50.0	▲0.3
	3級	25.5	31.5	6.0	34.4	2.9
	合計	99.9	100.0	—	100.0	—
自立支援医療(精神通院)	人	303	312	9	304	▲8

【発達障がい】

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年の改正で障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害(発達障害を含む)」と規定されました。

発達障がいは、自閉症などの障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境により症状が違っているため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

【高次脳機能障がい】

高次脳機能障がいとは、脳血管疾患などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。

脳損傷による認知機能障がいを主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院医療)の申請対象とされています。

第2章 障がいのある人の状況

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。

高次脳機能障がいは、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数は把握できていないのが現状です。

第5 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難で、希少であり、後遺症を残す恐れが少なくないことや、経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

障害者基本法においては「障害者」の定義に含まれ、平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、同法の「障害者」の定義にも「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになっています。

第6 アンケート調査結果からの現状

本市では、根室市障がい者計画等の策定にあたり、計画策定の基礎資料とするため、市内に居住する障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査対象者及び人数

令和2年5月31日現在で、根室市内に居住する下記の方(1,817名)

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・自立支援医療(精神通院)受給者(手帳所持者と重複あり)
- ・市内障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所利用者
(手帳所持者と重複あり)

2. 調査期間 令和2年6月15日～令和2年7月10日

3. 実施方法 郵送による配布及び回収

【回答結果】

配布数	1,817件
回答数	832人
回答率	45.8%

【回答数の内訳】

総数	身体障がいあり	知的障がいあり	精神障がいあり	複数の障がいあり	手帳なし・手帳有無の回答なし
832	566	67	81	80	38
100%	68.0%	8.1%	9.7%	9.6%	4.6%

※「知的障がいあり」には、療育手帳所持者のほか、「障がいがあるが手帳はない」と回答した方を含みます。

※「精神障がいあり」には、精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証所持者のほか、「障がいがあるが手帳等はない」と回答した方を含みます。

【回答者の属性】

① 年齢

回答全体で見ると、「75歳以上」が44.6%と最も多く、次いで「65～74歳」が22.0%となっており、回答者の6割以上(66.6%)が高齢者です。

障がい別で見ると、身体障がい者(以下、「身体」)については高齢者、知的障がい者(以下、「知的」)については若年層と「50～64歳」、精神障がい者(以下、「精神」)については50代以上の方が多くを占めており、年齢構成は障がいの種別により大きく異なります。

18歳未満の子ども(以下、「児童」)からの回答は、回答者832名中34名と、回答全体の4.1%で、そのうち「0～6歳」が約3割、「7～17歳」が約7割となっています。

区分	0～ 6歳	7～ 17歳	18～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 64歳	65～ 74歳	75歳 以上	無回答
全体	1.2%	2.9%	2.5%	4.0%	6.1%	14.7%	22.0%	44.6%	2.0%
身体	0.5%	0.2%	0.8%	1.4%	4.8%	13.3%	24.9%	52.8%	1.4%
知的	4.6%	18.5%	14.8%	14.8%	10.2%	18.5%	8.3%	10.2%	0.0%
精神	0.7%	2.1%	2.8%	11.9%	11.2%	27.3%	24.5%	18.2%	1.4%
児童	29.4%	70.6%	—	—	—	—	—	—	0.0%

② 障がいの状況

「身体」の手帳等級別では、「1級」の手帳取得者が33.6%と最も多く、次いで「4級」24.4%、「2級」17.4%の順となっているほか、障がい種別では、「肢体不自由(下肢)」が32.8%と最も多く、次いで「内部障がい」(28.7%)の順となっています。

1級	2級	3級	4級	5級	6級
33.6%	17.4%	13.3%	24.4%	6.5%	4.8%

視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体(上肢)	肢体(下肢)	肢体(体幹)	内部障がい	未回答
4.3%	4.8%	3.2%	11.9%	32.8%	4.9%	28.7%	9.5%

「知的」の障がい程度別では、「A判定」が45.4%、「B判定」が50.9%となっており、「B判定」が「A判定」を5.5%上回る回答となっています。なお、「その他」は「障がいがあるが手帳はない」と回答した方です。

A判定	B判定	その他
45.4%	50.9%	3.7%

「精神」については、回答者の約4割が「手帳あり」、約半数が「手帳なし」と回答しています。また、等級別では「2級」の手帳取得者が最も多く、回答全体では18.2%、「手帳あり」と回答した人の中では46.4%を占めています。

手帳あり				手帳なし	未回答
1級	2級	3級	計		
13.3%	18.2%	7.7%	39.2%	51.0%	8.8%
「手帳あり」の等級別回答割合					
34.0%	46.4%	19.6%	100%		

「児童」については、回答者の53.0%が「B判定」の療育手帳のみを取得しています。また、「A判定」及び他の手帳との併給を含めた療育手帳の取得割合は、回答者の7割以上となっています。

身障手帳のみ	身障＋療育(B)	療育手帳のみ		精神手帳のみ	手帳なし
		A判定	B判定		
5.9%	5.9%	14.7%	53.0%	3.0%	17.6%

自立支援医療(精神通院)受給者証の有無については、「精神」で9割近くが取得しているほか、他の障がいでも受給者証を取得している人がいます。

発達障がいと診断されている人の割合は「知的」が最も多く、半数近くが診断を受けていますが、「児童」に限定した場合、診断を受けている割合は、回答者の7割以上に達しています。

難病または小児慢性特定疾病の認定を受けている割合については全体で5.9%、障がい別では3～6%台となっていますが、「児童」に限定した場合、認定の割合は17.6%に達しています。

区分	自立支援医療(精神通院)受給者証がある	発達障がいと診断されている	難病または小児慢性特定疾病に認定されている
全体	15.0%	6.7%	5.9%
身体	5.2%	1.0%	6.5%
知的	15.7%	46.3%	5.6%
精神	87.4%	7.0%	3.5%
児童	8.8%	76.5%	17.6%

第2章 障がいのある人の状況

高次脳機能障がいとの診断の有無については、全体では8.7%の人が「診断あり」と回答していますが、障がい別では「身体」が最も多く、約1割近くが診断を受けています。

また、高次脳機能障がいによる関連障がいの上位回答を見ると、「身体」では上下肢の機能障がい、「知的」、「精神」では内部機能障がいが高位に挙がっているほか、3障がい全てにおいて「音声・言語・そしゃく機能障がい」があると回答しています。

区分	高次脳機能障がいと診断されたことがある	上位回答(関連障がい:複数回答)		
		1	2	3
全体	8.7%	肢体(下肢) (29.5%)	肢体(上肢) (18.5%)	音声・言語・そしゃく (17.3%)
身体	10.5%	肢体(下肢) (29.6%)	肢体(上肢) (21.6%)	音声・言語・そしゃく (16.8%)
知的	3.7%	内部 (40.0%)	音声・言語・そしゃく 肢体(上肢、下肢) (各 20.0%)	—
精神	2.8%	視覚、内部 (各 40.0%)	音声・言語・そしゃく (20.0%)	—

※「児童」については、「診断あり」の回答がないため、表への掲載は省略します。

医療的ケアの有無については、全体で26.8%、各障がい別では約2～3割以上の人が「受けている」と回答しており、各区分共通で「服薬管理」が最も多い回答となっています。

その他、「知的」「児童」において「胃ろう等」や「気管切開」等の回答があるなど、重複障がいにより医療的ケアを受けていると思われる人も一定数います。

区分	医療的ケアを受けている	上位回答(関連障がい:複数回答)		
		1	2	3
全体	26.8%	服薬管理 (38.7%)	ストーマ (8.7%)	透析 (7.5%)
身体	27.1%	服薬管理 (30.8%)	ストーマ (11.1%)	透析 (9.6%)
知的	25.0%	服薬管理 (61.3%)	胃ろう等 (6.5%)	気管切開、吸引 IVH、カテーテル (各 3.2%)
精神	35.7%	服薬管理 (48.1%)	透析 (13.0%)	カテーテル、吸入 (各 1.9%)
児童	23.5%	服薬管理 (26.7%)	胃ろう等 (20.0%)	気管切開 吸入、吸引 (各 13.3%)

【暮らしの状況】

① 暮らしている場所と一緒に暮らしている人

暮らしている場所については、6割以上の方が「家族と一緒に」と回答しており、次いで「一人暮らし」、「福祉施設」の回答が続きますが、「知的」では「福祉施設」、「グループホーム」の回答もあり、この点は他の区分と傾向が異なります。

一緒に暮らしている人については、「配偶者」、「父母等」、「子ども」、「いない」が上位回答として挙げられています。

また、「身体」では「配偶者」、「知的」・「精神」では「父母等」との回答が最も多く、これは、回答者の年齢層が障がい毎に異なることによるものと考えられます。

区分	上位回答(暮らしている場所)		
	1	2	3
全体	家族と一緒に(67.2%)	一人暮らし(16.2%)	福祉施設(9.6%)
身体	家族と一緒に(68.3%)	一人暮らし(18.5%)	福祉施設(7.1%)
知的	家族と一緒に(62.0%)	福祉施設(19.4%)	グループホーム(8.3%)
精神	家族と一緒に(66.4%)	一人暮らし(15.4%)	福祉施設(9.8%)
児童	家族と一緒に(94.1%)	入院、その他(各 2.9%)	—

区分	上位回答(一緒に暮らしている人:複数回答)		
	1	2	3
全体	配偶者(35.2%)	いない(23.2%)	子ども(9.6%)
身体	配偶者(40.6%)	いない(22.8%)	子ども(21.7%)
知的	父母等(55.5%)	いない(26.4%)	配偶者(9.1%)
精神	父母等(29.9%)	配偶者(29.3%)	いない(22.9%)

※「児童」については、回答者全員が父母等と暮らしていると回答しているため、表への掲載は省略します。

③ 日常生活における必要な支援

日常生活における下記10項目の支援の必要度について、支援が「時々必要」、または「全部必要」に挙げられた上位回答は、「身だしなみ」、「家の中の移動」、「外出」、「意思疎通」、「お金の管理」及び「薬の管理」の6項目あり、障がい毎に回答の傾向は大きく異なっています。

「外出」、「意思疎通」、「お金の管理」及び「薬の管理」は全ての区分で回答されていますが、「身体」では「外出」が、その他の区分では「意思疎通」・「お金の管理」・「薬の管理」が最も多く回答されています。

また、「家の中の移動」・「入浴」は、「身体」でのみ、「身だしなみ」は「知的」・「児童」で上位回答として挙げられています。

【日常生活における支援の必要度(調査項目)】			
・食事の介助	・トイレの介助	・入浴の介助	・衣服の着脱の介助
・身だしなみの介助	・家の中の移動の介助	・外出の介助	・家族以外の人との意思疎通の援助
・お金の管理の援助	・薬の管理の援助		

区分	上位回答(上段:支援が時々必要、下段:支援が全部必要:複数回答)		
	1	2	3
全体	外出(17.9%) 外出・お金の管理(各 21.2%)	意思疎通(12.0%) 薬の管理(20.9%)	身だしなみ(13.8%) 入浴(16.5%)
身体	外出(17.7%) 外出(19.8%)	家の中の移動・意思疎通(各 10.5%) お金の管理・薬の管理(各 45.4%)	入浴(9.8%) 入浴(17.0%)
知的	意思疎通(48.1%) お金の管理(48.1%)	身だしなみ(41.7%) 薬の管理(26.4%)	外出(28.7%) 外出(33.3%)
精神	意思疎通(22.4%) お金の管理(17.5%)	お金の管理・薬の管理(各 14.7%) 外出・薬の管理(各 14.0%)	外出(11.9%) 意思疎通(8.4%)
児童	意思疎通(50.0%) 薬の管理(55.9%)	身だしなみ(38.2%) お金の管理(50.0%)	お金の管理(32.4%) 外出(26.5%)

③ 介護者・支援者

「② 日常生活における必要な支援」で支援が「時々必要」、または「全部必要」と回答した人について、主たる介護者・支援者の状況を見ると、「身体」では「ヘルパー等」が、その他の区分では「父母等」が上位の回答となっています。

区分	上位回答(介護者・支援者:複数回答)		
	1	2	3
全体	ヘルパー等(25.0%)	子ども(22.2%)	配偶者(15.6%)
身体	ヘルパー等(23.9%)	子ども(28.2%)	配偶者(22.5%)
知的	父母等(46.3%)	ヘルパー等(27.8%)	配偶者(6.5%)
精神	父母等(28.8%)	ヘルパー等(23.8%)	配偶者(18.8%)
児童	父母等(80.0%)	友人等(7.9%)	—

④ 今後3年以内の暮らし方の希望

「今後3年以内の暮らし方の希望」について、下記の表では①の「暮らしている場所」の回答を併記し、各設問の上位回答項目が現在と今後でどのように変化しているかを比較しています。

全体及び3障がいについては、回答項目に変化はありませんが、「福祉施設」・「グループホーム」等の回答割合が若干増えています。大多数の方は今の暮らし方の維持を希望している一方、将来的な福祉施設等の利用を考えている方もいることが伺えます。

「児童」については、ほとんどの方が「家族と一緒に」と回答しており、「一人暮らし」・「グループホーム」など、今後の進学、就職等によるライフステージの変化を見越した回答も見られました。

区分	上位回答(上段:暮らしている場所(再掲)、下段:今後3年以内の暮らし方の希望)		
	1	2	3
全体	家族と一緒に(67.2%)	一人暮らし(16.2%)	福祉施設(9.6%)
	↓	↓	↓
	家族と一緒に(61.1%)	一人暮らし(12.3%)	福祉施設(10.9%)
身体	家族と一緒に(68.3%)	一人暮らし(18.5%)	福祉施設(7.1%)
	↓	↓	↓
	家族と一緒に(62.1%)	一人暮らし(14.6%)	福祉施設(9.2%)
知的	家族と一緒に(62.0%)	福祉施設(19.4%)	グループホーム(8.3%)
	↓	↓	↓
	家族と一緒に(54.6%)	福祉施設(20.4%)	グループホーム(16.7%)
精神	家族と一緒に(66.4%)	一人暮らし(15.4%)	福祉施設(9.8%)
	↓	↓	↓
	家族と一緒に(59.4%)	一人暮らし(11.2%)	福祉施設(11.2%)
児童	家族と一緒に(94.1%)	入院、その他(各 2.9%)	—
	↓	↓	↓
	家族と一緒に(85.3%)	一人暮らし・グループホーム (各 5.9%)	その他(2.9%)

⑤ 希望する暮らしのために望む支援

全ての区分で「経済的負担の軽減」が上位に挙がっています。

また、「身体」では「在宅での医療的ケア」、「知的」・「精神」については「相談対応充実」、「児童」では「生活訓練等の充実」などが求められています。

区分	上位回答(希望する暮らしのために望む支援:複数回答)		
	1	2	3
全体	経済的負担の軽減(23.0%)	適切な在宅サービス (15.5%)	在宅での医療的ケア (14.6%)
身体	経済的負担の軽減(22.9%)	適切な在宅サービス (17.7%)	在宅での医療的ケア (16.7%)
療育	経済的負担の軽減(17.8%)	コミュニケーション支援 (14.5%)	相談対応等の充実 (12.7%)
精神	経済的負担の軽減(28.6%)	適切な在宅サービス (11.1%)	相談対応等の充実 (10.7%)
児童	経済的負担の軽減(22.0%)	生活訓練等の充実(16.1%)	コミュニケーション支援 (15.3%)

【日中活動・就労】

① 1週間の外出頻度・外出時の主な同伴者

全体及び3障がいでおおよそ6～7割、「児童」については9割が、「毎回」または「数回」外出していると回答している一方で、全く外出のない人も1割ほどいます。

外出時の主な同伴者については、「父母等」、「配偶者」などの家族や、「一人で外出」との回答が多いですが、「知的」では、「ホームヘルパーや施設の職員」が上位回答に挙がっています。

区分	回答(1週間の外出頻度)			
	毎日	数回	めったにしない	全くしない
全体	26.1%	40.7%	17.4%	11.3%
身体	24.2%	41.8%	18.4%	10.8%
知的	37.0%	40.7%	12.0%	5.6%
精神	30.1%	38.5%	16.1%	11.9%
児童	55.9%	35.3%	8.8%	—

区分	上位回答(外出時の主な同伴者:複数回答)		
	1	2	3
全体	一人で外出(43.5%)	配偶者(22.7%)	父母等(12.1%)
身体	一人で外出(45.4%)	配偶者(25.5%)	父母等(11.1%)
知的	父母等(40.2%)	一人で外出(28.9%)	ホームヘルパーや施設の職員(20.6%)
精神	一人で外出(43.0%)	配偶者(24.0%)	父母等(17.4%)
児童	父母等(70.6%)	一人で外出(29.6%)	—

② 外出目的、外出時に困ること

外出目的については、各区分とも「買物」、「医療機関受診」、「散歩」及び「通勤・通学・通所」のいずれかが上位に挙がっています。

また、外出時に困ることについては、各区分共通して「公共交通機関が少ない(ない)」が挙げられているほか、その他の上位回答項目は区分により異なっています。

区分	上位回答(外出目的:複数回答)		
	1	2	3
全体	買物(28.4%)	医療機関受診(25.5%)	散歩(12.1%)
身体	買物(27.7%)	医療機関受診(27.5%)	散歩(12.3%)
知的	買物(29.8%)	通勤・通学・通所(25.5%)	医療機関受診(15.7%)
精神	買物(31.1%)	医療機関受診(23.9%)	通勤・通学・通所(12.5%)
児童	通勤・通学・通所(40.0%)	買物(21.3%)	医療機関受診(16.0%)

区分	上位回答(外出時に困ること:複数回答)		
	1	2	3
全体	公共交通機関が少ない(ない) (15.4%)	階段・段差が多い(10.8%)	列車・バスの乗降が困難 (10.0%)
身体	公共交通機関が少ない(ない) (14.9%)	階段・段差が多い(12.6%)	列車・バスの乗降が困難 (11.0%)
知的	困ったときにどうすれば いいの心配(21.8%)	公共交通機関が少ない(ない) (14.5%)	周囲の目が気になる(8.9%)
精神	公共交通機関が少ない(ない) (13.4%)	困ったときにどうすれば いいの心配(12.4%)	発作など突然の身体の変化 が心配(10.9%)
児童	困ったときにどうすれば いいの心配(27.6%)	公共交通機関が少ない(ない) (13.8%)	外出先の建物の設備が不便・ 外出にお金がかかる・発 作など突然の身体の変化が 心配(各 6.9%)

③ 日中の過ごし方

日中の過ごし方については、全体では「自宅で過ごす」、「収入を得る仕事」、「専業主婦(夫)」との回答が多いですが、「福祉施設等に通所」(「知的」)や通園・通学に関する回答(「児童」)も上位に挙がっています。

区分	上位回答(日中の過ごし方:複数回答)		
	1	2	3
全体	自宅で過ごす(31.1%)	収入を得る仕事(18.8%)	専業主婦(夫)(9.6%)
身体	自宅で過ごす(34.9%)	収入を得る仕事(19.7%)	専業主婦(夫)(10.6%)
知的	福祉施設等に通所 (25.0%)	施設・病院で過ごす (13.0%)	収入を得る仕事・ 自宅で過ごす(各 8.9%)
精神	自宅で過ごす(26.4%)	収入を得る仕事(20.8%)	その他(10.4%)
児童	一般の学校(50.0%)	特別支援学校(17.6%)	通園施設等(14.7%)

④ 就労者の勤務形態、未就労者の就労希望等

「③ 日中の過ごし方について」で、「収入を得る仕事をしている」と回答した人の勤務形態を見ると、「知的」では「正社員」、「自営業等」の回答割合が他の区分より低く、「時短勤務等」、「パート等」の回答割合が他の区分より高くなっています。

また、「収入を得る仕事をしている」と回答しなかった人の約4割が、今後、収入を得る仕事に就きたいと考え、このうち半数近くが、職業訓練等を希望しています。

区分	収入を得る仕事をしている(再掲)	回答(勤務形態)				
		正社員	時短勤務等	パート等	自営業等	その他
全体	18.8%	14.7%	5.8%	28.8%	39.7%	7.1%
身体	19.7%	15.3%	4.0%	25.0%	43.5%	7.3%
知的	10.2%	9.1%	27.3%	45.5%	18.2%	0.0%
精神	20.8%	13.3%	10.0%	30.0%	36.7%	10.0%

区分	収入を得る仕事に就きたいと考えている	回答(職業訓練等の希望)		
		既に受けている	受けたい	受ける必要はない
全体	44.4%	12.1%	51.7%	31.0%
身体	40.0%	10.0%	43.3%	40.0%
知的	37.0%	20.0%	55.0%	25.0%
精神	8.3%	8.3%	50.0%	37.5%

⑤ 障がいのある人の就労支援に必要なこと

各区分とも「職場の障がい者理解」、「同僚・上司の障がいへの理解」が挙げられています。

その他、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(「身体」・「精神」)、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」(「知的」「児童」)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」・「企業ニーズに合った就労訓練」(「児童」)の回答が上位に挙がっています。

区分	上位回答(障がいのある人の就労支援に必要なこと:複数回答)		
	1	2	3
全体	職場の障がい者理解 (10.0%)	具合が悪くなった時に気軽に通院できること(9.9%)	同僚・上司の障がいへの理解(9.8%)
身体	具合が悪くなった時に気軽に通院できること(10.3%)	同僚・上司の障がいへの理解(9.1%)	職場の障がい者理解(8.7%)
知的	職場の障がい者理解(14.0%)	同僚・上司の障がいへの理解(12.6%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(8.7%)
精神	同僚・上司の障がいへの理解(11.2%)	職場の障がい者理解(10.7%)	具合が悪くなった時に気軽に通院できること(10.4%)
児童	職場の障がい者理解・同僚・上司の障がいへの理解(各 14.3%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携(9.1%)	短時間勤務や勤務日数等の配慮・企業ニーズに合った就労訓練(各 8.6%)

【相談支援】

主な相談相手については、各区分ともに「家族・親戚」が最も多く、続いて「友人・知人」、「医師等」が多く挙げられています。また、「施設指導員等」（「知的」）、「園・施設等の先生」（「児童」）など、回答者の日中活動に関わる方も相談相手として挙げられています。

障がいや福祉サービスの情報の入手方法については、各区分ともに「家族や友人等」が挙げられています。また、「本・新聞等・ニュース」や「インターネット」など、何らかの媒体を通じて情報を入手していることが伺えます。

市内の相談体制について感じていることについては、「相談できる人がいない」、「情報が入らない・探せない」との回答が多く、その他、「相談窓口の不足」（「精神」）、「専門窓口の不足」（「身体」・「知的」・「児童」）が上位に挙げられています。

区分	上位回答(主な相談相手:複数回答)		
	1	2	3
全体	家族・親戚(39.4%)	友人・知人(14.4%)	医師等(10.7%)
身体	家族・親戚(40.6%)	友人・知人(15.4%)	医師等(10.8%)
知的	家族・親戚(35.6%)	施設指導員等(23.9%)	医師等(8.3%)
精神	家族・親戚(34.6%)	医師等(17.7%)	友人・知人(14.6%)
児童	家族・親戚(45.8%)	園・施設等の先生(16.9%)	友人・知人(10.2%)

区分	上位回答(障がいや福祉サービスの情報の入手方法:複数回答)		
	1	2	3
全体	本・新聞等・ニュース (22.9%)	家族や友人等(17.5%)	行政広報紙(12.9%)
身体	本・新聞等・ニュース (24.9%)	家族や友人等(18.4%)	行政広報紙(14.3%)
知的	家族や友人等(19.0%)	施設職員(18.5%)	本・新聞等・ニュース (13.2%)
精神	本・新聞等・ニュース (18.4%)	家族や友人等(14.3%)	医師・看護師(13.2%)
児童	家族や友人等(30.0%)	インターネット(18.6%)	園・施設等の先生(12.9%)

区分	上位回答(市内の相談体制についてどのように感じているか:複数回答)		
	1	2	3
全体	相談できる人がいない (16.2%)	情報が入らない・探せない (13.2%)	満足・相談窓口の不足 (各 13.2%)
身体	相談できる人がいない (17.0%)	情報が入らない・探せない (13.7%)	専門窓口の不足(10.3%)
知的	専門窓口の不足(17.0%)	情報が入らない・探せない (14.9%)	相談できる人がいない (17.0%)
精神	相談できる人がいない (15.3%)	満足(14.9%)	相談窓口の不足・ 情報が入らない・探せない (各 12.1%)
児童	専門窓口の不足・ 情報が入らない・探せない (各 19.2%)	コミュニケーション支援が 不十分(16.4%)	相談できる人がいない (15.1%)

【障害福祉サービス等の利用】

①障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、居宅介護、生活介護、施設入所支援などの介護給付を受けるために必要な区分で、「受けている」と回答した人の割合は、回答者の2割弱です。

区分	障害支援区分の認定を受けている	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
全体	18.0%	18.9%	16.2%	10.8%	25.7%	12.2%	16.2%
身体	17.1%	24.4%	15.6%	11.1%	26.7%	11.1%	11.1%
知的	25.0%	3.0%	12.1%	12.1%	27.2%	15.2%	30.3%
精神	19.6%	28.6%	35.7%	7.1%	21.4%	0.0%	7.1%

※「児童」については、回答者全員が「受けていない」と回答しているため、表への掲載は省略します。

②障害福祉サービス等の利用状況と利用希望

障害福祉サービス等を利用している人の割合は回答者の2割弱ですが、障がい別で見ると、「身体」では10.9%、「知的」では60.2%と、その割合には大きく開きがあります。

現在利用中のサービスについては、3障がいとも「生活介護」・「短期入所」の利用が多い状況です。その他、「居宅介護」（「身体」）、「施設入所支援」（「知的」）、就労継続支援（「知的」・「精神」）が上位回答として挙がっています。

区分	障害福祉サービスを利用している	上位回答（現在利用中のサービス：複数回答）		
		1	2	3
全体	17.7%	生活介護(29.4%)	居宅介護・放課後等デイサービス(各10.8%)	就労継続支援(7.8%)
身体	10.9%	生活介護(31.2%)	居宅介護(20.4%)	短期入所(9.7%)
知的	60.2%	生活介護(23.1%)	施設入所支援・就労継続支援(各14.8%)	短期入所(7.4%)
精神	22.4%	生活介護(37.8%)	就労継続支援(13.5%)	短期入所(8.1%)
児童	61.8%	放課後等デイサービス(60.7%)	児童発達支援(14.3%)	障害児相談支援(10.7%)

今後3年以内に新たに利用したいサービスについては、「身体」では在宅・通所サービスを中心に、「知的」「精神」では「共同生活援助(グループホーム)」や、「自立訓練」・「就労継続支援」等の日中活動系サービス、「児童」では障害児通所支援サービスのほか、「自立訓練」・「就労継続支援」等の日中活動系サービスの利用希望があります。

区分	今後3年以内に新たに利用したいサービスがある	上位回答(今後3年以内に新たに利用したいサービス:複数回答)		
		1	2	3
全体	18.0%	居宅介護(17.0%)	短期入所(12.4%)	自立生活援助(7.4%)
身体	17.1%	居宅介護(20.9%)	短期入所(13.7%)	生活介護(8.5%)
知的	25.0%	共同生活援助(16.7%)	自立生活援助(13.0%)	自立訓練・就労継続支援(各11.1%)
精神	19.6%	自立生活援助(14.3%)	自立訓練(12.7%)	短期入所(11.1%)
児童	34.3%	児童発達支援(12.2%)	自立生活援助・放課後等デイサービス(各7.3%)	共同生活援助・自立訓練・就労継続支援(各4.9%)

③要介護認定・介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスを利用していると回答した人の割合は、全体の4分の1ほどで、障がい別では「身体」が3割近くであるのに対し、「知的」では1割以下となっています。

介護保険サービスの利用状況について、「身体」では訪問系サービス(訪問介護、訪問入浴介護など)、通所系サービス(通所介護、通所リハビリテーション)など、在宅生活向けのサービスが上位に挙がっていますが、「知的」「精神」では、入所系サービス(特定施設入居者共同介護など)が最も多い回答となっています。

区分	介護保険サービスを利用している	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全体	25.7%	12.6%	15.4%	13.6%	13.6%	12.1%	15.0%	15.0%
身体	28.5%	13.9%	17.2%	10.0%	15.0%	12.2%	15.0%	13.9%
知的	8.3%	0.0%	11.1%	55.6%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
精神	18.9%	11.1%	14.8%	29.6%	7.4%	11.1%	7.4%	11.1%

区分	介護保険サービスを利用している	上位回答(利用中の介護保険サービス:複数回答)		
		1	2	3
全体	25.7%	訪問系サービス(24.6%)	通所系サービス(各23.4%)	入所系サービス(7.8%)
身体	28.5%	訪問系サービス(25.0%)	通所系サービス(各24.6%)	福祉用具貸与(18.7%)
知的	8.3%	入所系サービス(33.3%)	通所系サービス(22.2%)	訪問系サービス(11.1%)
精神	25.7%	入所系サービス(31.7%)	福祉用具貸与(18.7%)	訪問系サービス・通所系サービス(17.1%)

【権利擁護】

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」、または「少しある」と回答した人は全体の3割ですが、区分別に見ると、その割合には大きな開きがあります。

差別等を感じた場面については、「外出中」・「学校・職場」・「医療機関」が多く、その他、「地域」(「知的」)、就活時(「精神」)という回答も多く挙げられていました。

障害者差別解消法の認知度については全体の7割近くの人が、成年後見制度の認知度については全体の4割近くの人が「全く知らない」と回答しており、制度の周知が進んでいない状況にあります。

区分	差別や嫌な思いをする(した)ことが		上位回答(差別等を感じた場面:複数回答)		
	ある	少しある	1	2	3
全体	13.6%	16.3%	外出中(24.0%)	学校・職場(22.1%)	医療機関(15.5%)
	29.9%				
身体	9.5%	14.9%	外出中(29.3%)	医療機関(15.8%)	学校・職場(14.4%)
	24.4%				
知的	34.3%	25.0%	学校・職場(37.6%)	外出中(22.8%)	地域(10.9%)
	59.3%				
精神	18.2%	25.9%	学校・職場(22.4%)	医療機関(18.4%)	就活時(17.3%)
	44.1%				
児童	47.1%	29.4%	外出中(29.0%)	学校・職場(26.7%)	医療機関(18.7%)
	76.5%				

区分	回答(障害者差別解消法の認知度)		
	1	2	3
全体	全く知らない(65.1%)	名前は知っているが内容は知らない(13.3%)	知っている(6.0%)
身体	全く知らない(64.5%)	名前は知っているが内容は知らない(12.8%)	知っている(4.9%)
知的	全く知らない(69.4%)	名前は知っているが内容は知らない(14.8%)	知っている(11.1%)
精神	全く知らない(62.2%)	名前は知っているが内容は知らない(14.7%)	知っている(9.8%)
児童	全く知らない(70.6%)	知っている・名前は知っているが内容は知らない(各14.7%)	—

区分	回答(成年後見制度の認知度)		
	1	2	3
全体	全く知らない(38.7%)	名前は知っているが内容は知らない(27.8%)	知っている(18.0%)
身体	全く知らない(37.1%)	名前は知っているが内容は知らない(26.5%)	知っている(19.0%)
知的	全く知らない(50.0%)	名前は知っているが内容は知らない(31.5%)	知っている(13.9%)
精神	全く知らない(36.4%)	名前は知っているが内容は知らない(32.2%)	知っている(17.5%)
児童	全く知らない(52.9%)	名前は知っているが内容は知らない(26.5%)	知っている(17.6%)

成年後見制度の今後の活用希望については、「知的」、「児童」の約半数、「精神」の約3割が将来の活用を考えています。

区分	回答(成年後見制度の活用希望)		
	1	2	3
全体	利用予定はない(56.3%)	将来活用したい(20.4%)	現在活用している(0.7%)
身体	利用予定はない(56.7%)	将来活用したい(17.3%)	現在活用している(0.8%)
知的	利用予定はない(42.6%)	将来活用したい(49.1%)	現在活用している(0.9%)
精神	利用予定はない(55.2%)	将来活用したい(28.0%)	現在活用している(0.7%)
児童	将来活用したい(52.9%)	利用予定はない(29.4%)	—

【災害時の避難等】

「災害時に一人で避難できるか」を尋ねたところ、回答全体では「できる」・「できない」ともに同数の回答となりました。

また、「身体」・「精神」では「できる」と答えた人が若干多いですが、「知的」・「児童」については半分以上の方が「できない」と回答しています。

家族が不在の場合や一人暮らしの場合の、近所の支援者の有無については、各区分とも「いない」が「いる」を上回る回答数となっています。

区分	回答(災害時に一人で避難できるか)		
	1	2	3
全体	できる・できない(各 37.6%)	わからない(20.7%)	—
身体	できる(38.7%)	できない(37.1%)	わからない(20.3%)
知的	できない(52.8%)	わからない(25.0%)	できる(19.4%)
精神	できる(48.3%)	できない(31.5%)	わからない(16.1%)
児童	できない(55.8%)	わからない(32.4%)	できる(8.8%)

区分	回答(近所で助けてくれる人の有無)		
	1	2	3
全体	いない(34.1%)	わからない(32.6%)	いる(27.8%)
身体	いない(33.9%)	わからない(33.4%)	いる(26.9%)
知的	いない(46.3%)	わからない(25.9%)	いる(24.1%)
精神	いない(33.6%)	わからない(31.5%)	いる(30.1%)
児童	いない(41.2%)	わからない(35.3%)	いる(23.5%)

第2章 障がいのある人の状況

災害時に困ることについては、各区分とも「投薬・治療が受けられない」・「避難所の設備・生活環境が不安」・「安全なところまで迅速に避難できない」を挙げており、「知的」・「児童」については、「周囲とコミュニケーションが取れない」という回答も上位回答に挙がっていました。

区分	上位回答(災害時に困ること:複数回答)		
	1	2	3
全体	投薬・治療が受けられない (20.2%)	避難所の設備・生活環境が不安(20.1%)	安全なところまで迅速に避難できない(18.6%)
身体	避難所の設備・生活環境が不安(20.8%)	投薬・治療が受けられない (20.5%)	安全なところまで迅速に避難できない(20.3%)
知的	安全なところまで迅速に避難できない・避難所の設備・生活環境が不安(各17.3%)	周囲とコミュニケーションが取れない (15.2%)	投薬・治療が受けられない (14.2%)
精神	投薬・治療が受けられない (25.8%)	避難所の設備・生活環境が不安(19.4%)	安全なところまで迅速に避難できない(12.4%)
児童	避難所の設備・生活環境が不安(19.4%)	安全なところまで迅速に避難できない・周囲とコミュニケーションが取れない (各 17.5%)	投薬・治療が受けられない (14.6%)

第3章 施策の方向性と目標

第1 早期療育と障害福祉サービスの充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防

<現状と課題>

病気や事故など障がいの発生要因は様々ですが、保健・医療の分野では障がいを引き起こす原因の研究や予防対策の研究が進められています。

その中で、出生前後に発生する障がいを軽減させるための母子保健対策の重要性や、後遺症などの発生リスクが高い生活習慣病に対する予防の必要性が高まっています。

本市においては、以前より妊娠期からはじまる母子保健事業や生活習慣改善などの健康づくりに取り組む中で、生活習慣病が原因で障がいに至るケースが見られることなどから、さらなる予防の充実と推進が求められています。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいの原因となる疾病等の予防のため、健康教育や健康相談、訪問指導等を実施し、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の利用を促進します。

施策の目標

1 妊産婦や乳幼児の保健指導や健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等を交付し、妊婦の健康保持・増進に努めます。 ○ パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組みます。 ○ 母子保健相談及び訪問指導を通じて妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。
2 生活習慣病の予防と重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関と連携し、重症化予防に努めます。 ○ 各健診（検診）事後の、受診勧奨対象者への勧奨に努めます。 ○ 生活習慣改善が必要な人への保健指導に努めます。
3 各種保健事業の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市広報、市ホームページ、母子手帳アプリ等の媒体を活用し、各種保健事業の周知・情報提供に努めます。
4 休養・こころの健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で適切な睡眠や休養、こころの健康づくりに関する健康教育を行います。 ○ 市ホームページ等を活用し、睡眠や休養、こころの健康づくりに関する情報提供に努めます。 ○ こころの健康づくりのための、相談窓口の周知に努めます。 ○ 精神障がいのある人とその家族の支援に努めます。

2. 障がいの早期発見、早期治療

<現状と課題>

障がいのある子どもについては、早い時期から適切な治療や訓練を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることが可能です。

本市では、妊産婦及び乳幼児の保健指導と健康診査を実施し、4カ月児・1歳6カ月児及び3歳児健診を通じて疾病の予防や障がい等の早期発見に努め、治療につなげているほか、将来、障がいとなる可能性のある疾病を抱える子どもに対する医療の給付や補聴器購入費の助成等を行っています。

また、発達上の問題について子どもに合わせた適切な対応が取れるよう保護者支援を行うことを目的に、令和2年度から5歳児相談を実施しているほか、必要に応じ「根室市子ども発達支援事業」や「根室市幼児発達相談」において言語聴覚士等の専門職による助言等を行い、福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行っています。

子どもの発達に関する相談・助言等の事業を行うには、専門職の存在が不可欠ですが、本市ではその多くを市外の機関に頼っているのが現状であり、今後も継続して事業を進めるには、地域において人材の確保・育成を進めていくことが必要です。

◆施策の方向性◆

各種健康診査及び各種支援事業等を通じ、障がいのある子どもの早期発見・早期治療に努めるほか、発達相談等に関する人材の確保・育成に努めます。

施策の目標

<p>1 発育・発達の遅れ、障がい等の早期発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査等（4カ月・1歳6カ月・3歳児健康診査、7カ月児健康相談）を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めます。 ○ 乳幼児発達健診を実施し、関係機関との連携等による早期療育の推進に努めます。
<p>2 保護者支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5歳児相談を実施し、発達上の問題について子どもに合わせた適切な対応が取れるよう、保護者を支援します。 ○ 根室市子ども発達支援事業及び根室市幼児発達相談を実施し、専門職による適切な支援・助言を行い、福祉サービスの利用などの支援につなげます。 ○ 各種医療給付事業（自立支援医療（育成医療）、重度心身障がい者医療費助成等）、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業を実施し、保護者負担の軽減を図るほか、小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具給付事業の創設に取り組みます。
<p>3 人材の確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言語聴覚士を始めとする専門職の確保に向けた取り組みを進めます。 ○ 各種研修等を通じ、発達相談等に関する人材の育成に努めます。

3. 療育の充実と教育との連携

＜現状と課題＞

「療育」とは、障がいのある子どもが社会的に自立できるように医療と教育をバランスよく提供することであり、特に乳幼児期から必要な治療と訓練を行うことは、基本的な生活能力の向上と将来の社会参加の促進につながることから、療育の提供にあたっては教育部門と連携し、「乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援」を「身近な場所で提供」する支援体制の構築などに向けた計画的な取り組みが必要です。

また、近年は重層的な地域支援体制の構築や、医療的ケア児・重症心身障がい児への支援体制の構築など、新たな課題への対応も求められています。

このため、地域の学校・幼稚園・保育園と特別支援学校、療育関係機関等との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を促進し、障がい特性に配慮した教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達の支援に努めるとともに、「根室市児童デイサービスセンター『ひだまり』」（未就学児を対象）、「放課後児童デイサービス『くれよん』」（就学児を対象）による通所サービスの提供や、「根室市子ども発達支援事業」等の実施により、発達や言葉の遅れが気になる子どもに対する専門支援をより一層推進するなど、多様化するニーズに対応した支援体制の充実が必要となります。

◆ 施策の方向性 ◆

乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、療育・教育体制の充実を図ります。

施策の目標

1 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「根室市子ども発達支援事業」において、専門職による支援体制の充実をめめます。 ○ 相談支援事業所と連携し、通所サービス利用児童に対するモニタリングの質の向上に努めます。 ○ 北海道が実施する研修等への職員の積極的な参加に努めます。
2 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校の特別支援学級※において、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況や特性などに柔軟に対応し、適切な指導を行います。 ○ 研修等や講演会等を通じ教職員の専門性と資質の向上に努めます。 ○ 「根室市教育支援委員会」において、児童生徒の状況や保護者の意向などを十分に考慮し、個々の特性に応じた適切な就学を図ります。
3 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市社会福祉協議会が行う「ジュニアボランティア講座」などを通じ、障がいや福祉に対する理解を推進します。

※特別支援学級：小中学校等に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために設置する学級

<p>4 福祉と教育の連携</p>	<ul style="list-style-type: none">○ ライフステージを通じ、切れ目のない支援が行われるよう、個人情報の保護に十分配慮したうえで、支援に資する情報の共有促進に努めます。○ 子育てファイル「りんくす・ねむろ」の活用促進に努めます。○ 特別支援学校等の進路指導部門と連携を図り、卒業後の障害福祉サービス等の利用が円滑に進むよう支援を行います。
<p>5 医療的ケア児・重症心身障がい児への支援</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の構築に向け、関係機関との協議の場の設置に努めます。○ 医療的ケア児コーディネーターの早期の配置に努めます。

4. 障がいの軽減、補完、治療等

＜現状と課題＞

障がいのある人に関する医療については、一般的な医療に加え障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度等があり、本市においても、重度心身障がい者医療費助成や自立支援医療（更生医療）により医療費の軽減を行っているほか、障がいによって失われた身体機能を補完するため、日常生活用具や補装具費の支給を行っています。

アンケート調査の結果からは、「希望する暮らしのために望む支援」として多くの回答者が「経済的負担の軽減」を挙げており、日常生活支援と併せた課題の解決が求められています。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の医療と福祉を支援するため、日常生活を送る上での不便の解消や医療費等の軽減措置をはじめとする制度の周知等に努めます。

施策の目標

1 各種助成・給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療）や、重度心身障がい者医療費助成などの各種医療給付事業を実施し経済的負担の軽減を図ります。 ○ 判定機関や福祉用具業者と連携し、日常生活用具や補装具の適切な支給に努めます。 ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 通院に係る交通費の軽減について、周辺自治体の状況も参考にしながら、今後の制度のあり方を検討します。
2 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市ホームページや社会福祉課窓口等において、制度に関する情報提供を随時行い、制度の有効活用を促します。

5. 障害福祉サービスの提供体制

<現状と課題>

障がいのある人の日常生活を支えるため、本市においても障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスが提供されています。

平成31年4月には市内で生活介護・短期入所事業所及び相談支援事業所が開設されたところですが、アンケートの調査結果では、「短期入所」、「自立生活援助」、「共同生活援助」などの利用希望が多く寄せられており、本市の提供サービスの種類やサービス提供事業所数が依然として少ない現状から、利用者のニーズに十分に答えられていないことが大きな課題となっています。

◆施策の方向性◆

国の動向を踏まえ、福祉・介護部門の連携により障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

施策の目標

<p>1 サービス提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていないサービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進め、提供サービスの拡大に努めます。 ○ 介護保険事業所へ共生型サービス活用の働きかけを行うなど、本市の障害福祉サービス提供体制の強化に向けた取り組みを進めます。 ○ 障害福祉サービス事業へ新たに参入する法人が円滑に事業指定を受けられるよう、助言・情報提供等を行います。
<p>2 福祉・介護の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・介護部門の連携を図り、共生型サービスへの対応や障がいのある高齢者への支援に取り組みます。

6. 障害福祉サービス事業者への支援

＜現状と課題＞

本市で提供されている障害福祉サービス等について、利用者のニーズに応え、サービスの種類の拡大を図るためには、障害福祉サービス事業者の協力が不可欠であり、通所による支援策の充実はもとより、施設・設備の整備や人材の確保・育成が必要になります。

しかし、サービス提供事業所において人材確保が大きな課題であり、本市においても、事業所から相談等を受け、人材確保に向けた対策を講じているところですが、充足させるまでに至っていない状況です。

一方、施設・設備整備等に対する支援として、本市では、従前より社会福祉法人に対する施設等整備費の補助を行ってきましたが、令和元年11月より、補助対象となる事業者を社会福祉法人以外の法人にも拡大したところです。

障害者基本法における「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念のもと、障がいのある人が安心して生活が送られ、施設をはじめ、地域による生活支援が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者への支援を行う必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

行政、福祉・介護機関の連携により障害福祉サービスにおける施設等整備及び人材確保をはじめ、提供体制の充実に努めます。

施策の目標

1 施設整備等に対する支援	○ 障害福祉サービス事業の実施において新規参入をはじめとして、施設整備が必要な社会福祉法人及び民間法人に対し、施設整備費等の支援を行います。
2 人材確保等に向けた取組	○ 福祉・介護職員の確保に向けた取り組みを進めます。

7. 日常生活支援

<現状と課題>

障害者総合支援法では、地域で生活を希望する障がいのある人が、生涯を通じて自らの選択により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用し、地域で暮らし続けられるよう、総合的な福祉サービスの提供が求められ、本市においても、重度肢体不自由者ハイヤー乗車券の交付対象の拡大や、日常生活用具の給付品目の追加など、日常生活を支援するための取り組みを行っていますが、すべての分野について十分な提供体制が整備されているとはいえない状況です。

このため、多様化する福祉ニーズを的確にとらえ、地域課題の発見と解決に向けた取り組みを積極的に進めることが求められています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の日常生活を支援するため、各種制度の利用促進を推進するとともに、障がいのある人のニーズに対応した事業の実施に取り組みます。

施策の目標

<p>1 在宅生活への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護等の在宅サービスにおいて、認定調査等を通じ、適切な支給量の決定に努めます。 ○ 日中一時支援事業の実施により、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。 ○ 訪問入浴サービス事業の実施により、重度の障がいのある人の健康増進を図ります。 ○ 日常生活用具を給付し、日常生活の不便の解消を図るほか、給付品目・給付対象の拡大に努めます。
<p>2 日中活動の場の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動支援センターを運営し、創作活動等を通じ利用者の日中活動を支援します。 ○ 障害福祉サービス事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく介護給付（生活介護等）、訓練等給付（自立訓練等）の質の向上に努めます。
<p>3 生活の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの確保に努めます。 ○ 入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、地域移行を円滑に図るための取り組みを進めます。 ○ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、適切なサービスの提供に努めます。 ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、地域生活への移行や親元から自立するための体験の場を提供します。

<p>4 外出・移動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、外出・移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めます。 ○ 福祉施設・特別支援学校等への訪問・帰省に要する交通費等の一部を助成し、保護者負担の軽減を図ります。
<p>5 難病患者等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病等の治療のため、市外の医療機関を受診する際の交通費等の一部を助成し、難病患者等の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 小児慢性特定疾病児童への日常生活用具給付制度を実施し、対象児童の支援と保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 根室保健所や相談支援事業所等の関係機関と連携し、難病患者等に対する障害福祉サービスや日常生活用具、交通費等助成等の周知及び利用促進に努めます。
<p>6 各種制度の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、各種料金の減免・割引制度などの周知を行い、有効活用を促します。 ○ 特別障害者手当や障害児福祉手当などの、国の制度に即した各種手当を給付します。
<p>7 ニーズに応じた事業の創設・拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある人のニーズに応じた事業の創設に取り組みます。 ○ 本市の裁量で実施している事業について、周辺自治体の状況も参考にしながら制度の拡充に努めます。

第2 相談支援体制の充実と情報提供

1. 相談支援体制の充実

<現状と課題>

障がいのある人が地域で自立して生活を継続するためには、日常生活に関わる様々なことを気軽に相談できる体制づくりが重要です。

平成30年4月には、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」が根室管内における基幹相談支援センター業務を担うこととなり、より専門的な相談等に対応できるようになったほか、平成31年4月には、本市に相談支援事業所が開設され、障害福祉サービスの利用に必要なサービス等利用計画書の作成、対象者の抱える課題の解決やケアマネジメント等が市内でも行えるようになり、地域の相談支援体制が少しずつ整っている状況にあります。

その一方で、精神科病院における長期入院者の退院支援や地域生活への移行など、解決すべき課題も多いことから、引き続き各事業所と連携し、地域の相談支援体制の整備に向けた取り組みが必要です。

◆施策の方向性◆

障がいのある人に身近な相談支援を行うための体制の充実を図るほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備に努めます。

施策の目標

<p>1 相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課窓口において必要な情報の提供、助言等を行うなど、各種相談の円滑な実施に努めます。 ○ 障がい者相談員や民生委員児童委員など、地域の身近な相談者等の活用について、市広報、市ホームページ等で広く周知を図ります。 ○ 北海道が実施する研修等への職員の積極的な参加に努めます。
<p>2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・医療・福祉などの関係機関との連携・協議の場を設置し、精神に障がいがある人の退院支援及び地域生活への移行に向けた体制整備を図ります。
<p>3 基幹相談支援センターとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。

2. 情報提供のあり方

＜現状と課題＞

障がいのある人に対する情報提供は、日常生活の不便さの改善や社会参加を促進するうえで不可欠なものです。

本市では、各種福祉サービスの一覧を作成し、各種手帳等の交付時に配布しているほか、市内のボランティアグループが作成した「広報ねむろ」の音訳CDを、視覚障がいのある人に毎月配布しています。

また、社会福祉課窓口到手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人の各種手続きや相談に対応しているほか、日常生活上の意思疎通を支援するため、聴覚に障がいのある人からの要請を受け、手話通訳者の派遣を行っています。

障がいのある人への情報提供は、障がいの種別や特性に応じた対応が必要ですが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、本市においても「合理的配慮の提供」に即した、これまで以上にきめ細かな対応が求められています。

◆施策の方向性◆

障がいのある人への福祉サービスや生活支援について、障がいの種別や特性に応じた、分かりやすい情報提供に努めます。

施策の目標

1 周知・広報の充実	○ 社会福祉課窓口や市ホームページにおいて、各種福祉サービスの情報等を分かりやすく提供します。
2 障がいの種別や特性に応じた情報提供	○ 「広報ねむろ」音訳CDの作成・配布や、市ホームページの音声読み上げ機能により、視覚障がいのある人への情報提供を進めます。 ○ 手話通訳者の配置や手話通訳者の派遣により、聴覚障がいのある人の意思疎通支援を図ります。 ○ 障がいの種別や特性に応じた情報提供を行うため、各種福祉機器等の活用を進めます。 ○ 「合理的配慮」に即した情報提供に努めます。
3 人材育成等	○ 手話講習会を開催し、聴覚障がいのある人の日常生活を支援する人材を育成します。 ○ 難聴者・中途失聴者向けの手話講習会を開催し、手話の普及と活用を進めます。 ○ 手話言語出前講座を開催し、多くの市民に聴覚障がいについての理解を求めます。

第3 就労支援と社会参加の促進

1. 就労支援

<現状と課題>

障がいのある人が仕事を持ち、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障がいのある人にとっても社会にとっても有意義なことであり、障害者総合支援法において、障がいのある人の「就労支援」は大きな柱に位置づけられています。

障害者雇用促進法においても、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供を義務化し、さらに、精神障がいのある人の法定雇用率の引き上げも行われています。

アンケート調査では、収入を得る仕事をしている人の割合が回答者全体の2割以下という状況であり、本市としては、障がいのある人の雇用の促進に向けた取り組みを重点的に進める必要があります。

◆施策の方向性◆

就労関係機関と連携し、各種制度の活用を促進するとともに、企業等の理解を求めるなど、障がいのある人が就労の機会を得ることができるよう、一般就労に向けた支援に取り組みます。

施策の目標

<p>1 一般就労の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者就業相談を実施し、一般就労を希望する障がいのある人の支援を進めます。 ○ 職場実習支援事業を実施し、就労訓練の場の確保に努めます。 ○ 根室公共職業安定所やくしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター「ぷれん」などの関係機関と連携し、企業や事業所などの理解と協力を得ながら、実習先の確保に努めます。 ○ 市内の企業や事業所に対し、障がいに対する知識と理解を深める啓発を行います。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門や就労系のサービス提供事業所と連携し、訓練等給付（就労移行支援、就労定着支援）の利用促進に努めます。
<p>2 福祉的就労の場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市で提供が行われていない就労系サービスの展開等について、サービス提供事業所と検討・協議を進めます。 ○ 特別支援学校等の進路指導部門や就労系のサービス提供事業所と連携し、アセスメントの実施等を通じて、学校卒業後に就労系の障害福祉サービスの利用が円滑に進むための支援を行います。 ○ 全庁的な優先調達体制を構築し、就労支援事業所等の受注機会の拡充に努めます。

2. 社会参加の促進

<現状と課題>

障がいのある人やその家族等が中心となって組織されている団体が、障がいのある人の社会参加を促進するため、自主的な福祉活動や各種事業等を実施することは、地域生活において重要な役割を果たすものであり、団体の自主的な事業運営を進めるため、関係団体と連携しながらその育成と活性化を図ることが重要です。

また、障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化・サークル活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加することは、生活の幅を広げ、生活の質を高める重要な要素でもあり、その仕組みづくりが強く求められています。

このことから、障がいのある人が、スポーツ・文化活動、生涯学習など、主体的に地域の活動に参加するための、コミュニケーション手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

◆施策の方向性◆

障がいのある人の社会参加を進めるため、意思疎通支援や移動支援などの充実を図るほか、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施します。

施策の目標

<p>1 移動・意思疎通支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度の肢体不自由のある人等にハイヤー乗車券を交付し、外出支援と社会参加を進めます。 ○ 障がいのある人の社会参加を進めるため、外出・移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進めます。 ○ 自動車運転免許取得に要する経費及び自らが所有する自動車の改造経費を助成し、社会参加の促進につなげます。 ○ 各種講演会、イベント等において手話通訳者を配置するなど、社会活動における意思疎通支援の確保に努めます。
<p>2 スポーツ・文化活動等の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉団体スポーツ交流会の運営に参画し、障がいのある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう支援します。 ○ 障がいの有無に関わらず誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めます。 ○ 精神障がい者社会参加促進事業（合同レクリエーション）を実施し、精神に障がいのある人の文化活動を支援します。 ○ 文化・芸術活動の振興に向けて、障がいのある人が気軽に参加しやすい活動内容や発表の場の充実に努めます。
<p>3 障がい者団体や家族会等に対する支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各障がい者団体への補助事業を通じ、団体の自主的な活動を支援します。

第4 地域で支える基盤づくり

1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進

＜現状と課題＞

社会には、障がいのある人に対する理解の不足・誤解など、これらを要因とする差別や虐待などが存在します。

アンケート調査の結果では、全体の3割が「障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある」と回答しており、また、障害者差別解消法の認知度は全体の2割以下、成年後見制度の認知度は全体の5割以下という結果であり、障がいに対する理解促進に向けた取り組みや各種制度の周知が不足している実態にあります。

今後は、障がいのある人の権利擁護と、障がいに対する理解の促進を図るため、普及啓発事業や成年後見制度の周知等の取り組みが必要です。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、地域の相談支援体制や関係機関の連携の充実を図るとともに、成年後見制度の利用促進及び普及啓発に取り組みます。

施策の目標

<p>1 障がいや障がいのある人に対する理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者虐待防止法や障害者差別解消法について、関係機関と連携し、広く普及啓発を図ります。 ○ 障がいのある人やその家族から、差別に関する相談に応じるとともに、広く合理的配慮の浸透に努めます。 ○ 庁内における合理的配慮の提供に向けた取り組みを推進するため、職員対応要領の作成や職員研修の実施に努めます。 ○ ヘルプマーク・ヘルプカードを周囲の手助けが必要な人へ配布し、必要な支援につなげるほか、市民へ理解を促します。 ○ 障がいの有無に関わらず、共に生活し、活動できる社会をめざすノーマライゼーション理念の普及に努めます。
<p>2 障がい者虐待の防止と普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉課に「障がい者虐待防止センター」を設置し、相談、通報、届出の窓口として虐待の早期発見に努めます。
<p>3 権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の普及に努めるとともに、親族等がいない方については、成年後見制度利用支援事業の活用を促進します。 ○ 根室市社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進を図ります。
<p>4 福祉教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動を通じ、障がいや福祉に対する理解を進めます。

2. 地域における支援体制づくり

＜現状と課題＞

障がいのある人が自立した生活を営むためには、さまざまな福祉サービスによる支援が必要です。

障がいのある人は、心身の状態により、食事、入浴、服薬、外出、排泄等の支援を必要とし、在宅生活において家族がその役割を担っています。

このため、地域全体で障がいのある人や家族を支援する体制の整備が必要となっており、市役所、根室市社会福祉協議会、根室市民生委員児童委員協議会、障がい者団体、民間福祉事業者や地域住民等が連携しながら、障がいのある人の生活を支援する体制が必要です。

◆施策の方向性◆

障がいのある人を地域で支えるため、地域福祉活動の推進に努めるほか、根室市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体に対する活動を支援します。

施策の目標

<p>1 地域福祉活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市民生委員児童委員協議会への研修を通じ、障がいのある人への理解を深め、日常生活における相談支援体制の推進を図ります。 ○ 市役所、根室市社会福祉協議会、根室市民生委員児童委員協議会、事業者等の連携を強化し、障がいのある人に対する公益的な取り組みを進めます。
<p>2 ボランティア活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 根室市地域福祉事業推進補助事業を実施し、ボランティア活動を行う団体を支援します。

第5 安心して暮らせる生活環境づくり

1. 住環境の整備等

<現状と課題>

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、生活基盤である住宅（グループホームを含む）が利用しやすい構造となっていることが重要です。

本市では、公営住宅の建設等にあたり、住宅内外の段差の解消及びスロープ化や手すりの設置など、障がいのある人に配慮した整備に努めており、個人住宅については、障がいの程度に応じて、手すりの増設などの住宅改修費の一部を助成するなど、障がいのある人の住環境に対する支援を行っています。

このようなことから、引き続き、障がいのある人の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した住環境の整備が必要です。

また、障がいのある人が安心して外出できるよう、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等などの、バリアフリーを意識したまちづくりを進める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

障がいのある人の状況に配慮し、住宅改修等への支援や住宅・グループホームの供給を進めるとともに、ユニバーサルデザイン[※]の視点に立った住環境と、バリアフリー化の普及に努めます。

施策の目標

1 住宅改修に要する費用の助成	○ 在宅生活を送る障がいのある人などを対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー改修・改造に要する費用の一部を助成し、障がいのある人が安心して快適に暮らせる住居の整備を推進します。
2 公営住宅の整備	○ 公営住宅の建て替えに際し、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進めます。
3 障がい者支援施設の整備	○ 障がい者支援施設と連携し、入所者の住環境の整備に努めます。
4 グループホームの整備	○ 障害福祉サービス事業所と連携し、グループホームの整備促進に努めます。
5 バリアフリー化の推進	○ 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者用の駐車場、段差のない歩道、スロープ、障がい者用トイレ等の整備などを進めるとともに、民間施設等への協力を働きかけます。

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

2. 災害時における避難支援対策

＜現状と課題＞

地震や津波等の自然災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な障がいのある人に対する、円滑かつ迅速な避難支援のためには、地域と一体となった対策を講じる必要があります。

アンケート調査の結果では、災害時に困ることについて「投薬・治療が受けられない」「避難所の設備・生活環境が不安」「安全なところまで迅速に避難できない」との回答を多く受けています。

本市では、令和2年11月からストーマ装具保管事業を開始したところですが、今後も災害発生時における障がいのある人の安心・安全の確保を図るため、障がいの種別に応じた取り組みを進める必要があります。

◆ 施策の方向性 ◆

「根室市地域防災計画」や「根室市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、町内会や自主防災組織との連携を強化しながら、災害時における円滑な避難支援体制の構築に努めます。

施策の目標

1 地域における避難支援等の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練や防災講座を実施し、防災に関する日頃からの準備や避難方法などについて周知・啓発を進めます。 ○ 個人情報の保護に十分配慮したうえで、避難行動要支援者に関する情報を関係機関と共有し、避難行動支援に係る地域防災力の向上等を図ります ○ 避難行動要支援者名簿の定期的な更新を図るほか、個別計画の作成に努めます。 ○ ストーマ装具保管事業により、災害発生時における安心・安全の確保を図ります。
2 福祉避難所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の指定箇所増設に向けた体制整備に努めます。 ○ 福祉避難所における備蓄品の定期的な更新に努めます。
3 災害時の情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災情報等の提供を促進するため、行政メール配信サービス「ねむるメール」の登録普及に努めます。

第4章 計画の推進等

第1 計画推進にあたって

本計画の推進にあたっては、国や北海道の各種施策と整合性を図るとともに、障害者総合支援法に基づく「根室市障がい福祉計画」並びに「根室市障がい児福祉計画」を本計画の実施計画的な位置づけとしていることから、相互に調和を保ちながら計画の推進を図ります。

第2 計画の推進管理

国及び北海道との連携のもとに、着実な推進を図るため、障がい者施策の立案推進にあたっては、障がいのある人やその家族の参画を基本とし、広く関係者などとの対話を重視しながら円滑な施策の推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を実施することとし、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることとされていることから、本計画においてもこの考え方を基本とし、内容について大きな変更等が生じる場合においては、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、進捗管理や評価（PDCA）などについては「根室市地域自立支援協議会」での協議などにより行うこととします。

